

〈講演記録〉

近世の間切と村のたたずまい

田名真之

(沖縄県立博物館・美術館)

「間切」や「村」は、沖縄の近世の行政区画の呼称で、最小単位である「村」を10から20あまりまとめて行政的に設定したのが「間切」である。ために近世琉球の地方の有様を指して「間切・村制度」と称している。古琉球でも「間切」は同様に地方の行政区画単位として存在しており、近世がそれをその機能ともども引き継いだことが分かる。しかし、「村」に相当する集落を指す語は「シマ」である。「村」は近世に到って、検地や石高制という日本近世社会の用語として導入されたと考えていいだろう。それも行政の場に於いて、また書類の上での表記として用いられたのであり、村屋や村佐事、むら芝居など「村」を冠した語も散見されるが、人々が自らの集落や地域を指す語は、近世はおろか近代に到っても「シマ」であった。「村」は余所行ききの借り物のままだった。

本稿では、近世琉球の間切と村について、王府にとって、また構成員たる人々にとってその存在意義、機能等々考察してみる。

沖縄の村 — 村の数

東恩納寛惇の『南島風土記』は、1609年の侵入直後に島津が行った予備検地の「琉球先竿」について記している。1609年の4月から翌10年3月にかけての検地で検地帳7冊をまとめたといい、その結果、沖縄島の間切は35で、村数は715とある。その後、1610年9月から翌11年5月までの大島、先島に及ぶ検地で270冊余りの検地帳を作成したのが「慶長検地」である①。ここでの村は古琉球の「シマ」の数を反映しているとみて間違いなだろう。「正保国絵図」(1646年)調整に伴って作成された「絵図郷村帳」(1649年)での沖縄本島の村数は500余とあって、200カ所も減っている。この後の村数が確認出来る文献(たとえば『琉球国由来記』や「琉球一件帳」など)も、村の新設、移動など変遷があるが、明治13年の「沖縄県統計概表」の516村と概ね同様の数字となっている。

ところで270冊余の「慶長検地帳」は明治期にはすでに失われていたようで、戦前の研究書が記す検地帳は宮古の松原村検地帳のみである②。『南島風土記』の記す村数の検証はできないのであるが③、減ってしまった200余りの集落はどうなったのだろうか。廃村もあり得るが、近世の人口は一貫して増加傾向にあり、廃村より残された500余りの村に取り込まれた、と考えるのが妥当だろう。近世の村は、すでに自然集落だけではなく、いくつもの集落を含んだ行政村も存在していたのではと推測される。それが「村」と称されているのではということである。たとえば、真和志間切の識名村は近代に到って、繁多川村と真地村を誕生させており、安謝村から銘苧村が分かれている。町方でも泉崎村から湧田

村が分離している。これらは直接的には近代に到って、人口が増大したことで分離したともいえるが、もともと近世段階で別集落（別村）として史料に登場していたことが分村を容易にしたと考えられる④。慶長検地帳段階での700余の集落は、総人口の10万程度⑤からすると、1集落あたり百数十人、700余に含まれない宮古、八重山や相応の人口が想定される首里那覇を差し引くと、1集落で100人いたかどうかであろう。となれば耕地の面積も狭小であったであろう。集落は生産現場ではあるが、1集落で租税を負担し、地頭の領地の「村」を設定するのは無理だとして、いくつかの集落を併せて「1村」としたのではないか。それでも納税の主体として位置づけるには小規模に過ぎ、諸事務をこなす能力も無いとして、古琉球以来の行政単位の「間切」にその役目を負わせたのである。古琉球でも近世にあっても「村」は自立した存在では無く、王府の指揮命令の下にある下請けの存在であったといえよう。

日本近世の「村」は中世の「惣村」を引き継いだ高い自治意識の下、自立した百姓同士の繋がりの中で、経営がなされていた。納税も名主や組頭のもと主体となって行っていた。19世紀前半、日本には「村」が6万3千（別史料だと江戸期に7万）あったとされ、1村あたり戸数40～50戸、人口約400人程度とされている。この江戸期の村が近代に引き継がれたが、明治以来、国にとって都合の良い、足腰の強い市町村とすべく、政府は合併を繰り返させてきた。その結果、平成の世において全国の市町村数は1,800程度と、江戸時代の3%となっている

沖縄の間切

沖縄島の間切は、近世初期は、27 + 久米島2間切 + 慶良間2間切の31間切で、それに間切レベルの島として伊江島と伊平屋島（伊平屋島と伊是名島）があった⑥。これらの間切と島は、古琉球からそのまま引き継がれた区域であり、行政単位であった。各間切は、必ずしも山や川など自然の境界などによって明確に区切られていたわけではないが、一定のまとまりを反映しているのではとの指摘もある。「間切」との語は語源もいつから用いられているのかも不明であるが、「間仕切」「仕切る」といった語と同様で、ある空間を区切っていく、仕切った区画を意味することは明白であろう。尚真王代の16世紀前半には用いられていたと推測されるが⑦、前代に遡るか否かは分からない。ただ、奄美や宮古、八重山においても同様に用いられていることからすると、行政用語として王府主導で用いられた可能性が高く、尚真代の王国の統一的な支配秩序の整備と連動していたと推測される。

古琉球、近世初期の間切は、地方の有力者が支配する領分から王族である王子、按司の支配する領地へと変化する。中城按司護佐丸や勝連按司阿麻和利、南風原按司守忠などから浦添王子尚寧、佐敷王子尚豊、羽地按司朝秀、義村按司朝明等々である。

近世の羽地摂政期の前後に、間切の新設が行われている。1666年から1676年の間に、8つの新聞切が誕生した。1666年新設の美里間切は越来間切を、本部間切は今帰仁間切を

分割しての創設で、その後は大きな間切とその周辺間切から数村を集めての新設で、小祿間切だと、豊見城間切から大半、一部真和志間切からとなっていた。

間切新設の要因は、いくつか指摘されるが、一つは間切を領有する資格のある人物の存在である。たとえば美里間切は、尚質王妃に与えられたが、この時、王妃の地位を聞得大君と同位とする制度改正があつて、それなら王妃にも聞得大君が知念間切を領有するのにならつて、間切を給すべきとなつたのである。王妃の領有間切は後には佐敷間切に固定した（佐敷御殿と称す）。一方本部間切は、尚質王の六子尚弘信に給された。王子は10歳前後で間切を与えられて御殿（うどうん）を創設する慣例である。1655年生の尚弘信は数え12歳になっていた。七子の尚弘善は1658年生で、数え14歳で、1671年新設の宜野湾間切を与えられていた⑧。

二つ目の要因は、三司官任官者への間切支給である。三司官に任じると間切を与えられ総地頭職も兼任することになっていた。始期は不明で、近世初期の17世紀半ば頃からと推測される。ために17世紀半ば、中央官僚の重臣たちは三司官職を担う中で、間切行政を担う総地頭職へと任じていった。それが、17世紀中葉からの新間切創設ラッシュへと繋がっていたのである⑨。

間切の経営は古琉球では、領主である按司の名代の「按司掟」が担当していた。島津侵入後、1620年代に按司掟が廃され、地頭代に代わつた⑩。中央の組織としては、地方を七つに分けて上納などを管掌する七代官制から17世紀中葉に四代官制となり、18世紀初頭には取納奉行と改称し、島尻、中頭、国頭の三取納奉行制となつた。他に高所、田地方などが石高や知行、耕作方などを担当し、間切行政と関わつた。

17世紀半ば、総地頭に任じた三司官ら中央役人は、間切行政にも責任を負つていた⑪。しかし二足の草鞋では、王府中枢の職務をこなすのに支障が、ということであろう、18世紀に入ると間切行政への関与が大きく軽減されることとなつた。地頭代を中心とした間切番所の充実強化、指南役の検者の間切派遣、間切行政例規集である「公事帳」の交付である⑫。これによって、中央の地方関係組織と検者などの指導協力を得ながら、間切のことは地元の間切役人が主体となつて行うこととなつたのである。

間切を領有する親方の総地頭と王子、按司の按司地頭という二人の総地頭は、両惣地頭と称された。地頭代の選任には両惣地頭の次書（推薦）を要し、地頭代以下の間切役人の子弟の御殿、殿内奉公など、次代の間切役人の養成に関わり、間切から両惣地頭の下へは、歳暮その他が届けられた。が間切行政、経営への関わりは形式に止まつた。

間切番所

間切番所には、長である地頭代以下、首里大屋子、大掟、南風掟、西掟の捌理とその下僚に数名の文子がいた。番所の常勤の役人である。それ以外に地頭代クラスの夫地頭が4、5人おり、オエカ地を有する、黄冠の親雲上である。同様に総耕作当、総山当も黄冠の親雲上や筑登之親雲上である。首里大屋子は赤冠で筑登之位である。他に村掟や村佐事、馬

番などなどがいるが、村掟は各村の村屋勤めである。総耕作当や総山当の指揮を受ける耕作当や山当が各村に数名程度配されていた。『琉球国由来記』などでは、地頭代、夫地頭、捌理4人と各村掟を間切役人としてあげており、11人～19人程度となっている。

『沖縄県旧慣地方制度』（明治26年）にみえる処分時の明治12年頃とする各間切吏員数の統計をみると、佐敷間切－51人、真和志－79、読谷山－180、大宜味－134、久志－145人とある。笹森義助の『南島探検』（明治26年）だと、大宜味－44、久志－120とあり、大宜味の内訳は、地頭代、総耕作当3、総山当3、夫地頭3、捌庫理4、掟7、大文子6、相附文子6、仮文子11である。久志間切の120人の内訳は不明だが、番所に39人、村屋（13カ所）に81人とあって、1カ村に6～7人いたことになる^⑬。

番所では、王府中央からの指示を受けて、諸事務を遂行し、所管の村への諸指示、通達また村からの諸報告や租税関連の報告などをとりまとめて、王府へ報告するなど、王府と村との間にあって、諸職務を遂行した。

村屋 — 村役人

村屋には、間切役人である掟が配されていたが、それ以外に、耕作当や山当、村佐事などがいた。先の『南島探検』に国頭間切奥村の村吏が挙げられている。掟1、総代7、山当3、耕作当2、作事1、小使1の14人である。名誉職であろう総代を省くと7人となり、久志間切での村に6～7人と符合する。

村屋では、役人と村の長老やその他（総代など…）で、村の諸々を仕切っていたはずで、地割による土地の割り当て、田畑の管理、見回り、耕作、収穫、納税事務、結（ユイマール）の仕切り、段取り、人数改め－キリシタン帳、惣頭帳等々、多岐にわたる。

村の田畑は、数年から30数年ごとに「地割」が行われ、割り替えられた。15～50歳までの男女に納税義務があり、地割された土地が割り当てられた。男女の性差があり、地域によって頭割りではなく、家内（チネー）への配当もあったが、基本、負担の平等、公平性の確保を担保した制度とされている。

沖縄の村

ところで、改めて「村」とは何か考えてみよう。人々は集落に集住して住んで居り、周囲を耕地である田畑が取り囲んでいる。集落には御嶽があり、祭祀行事を行う広場（庭＝ウナー）がある。ノロ殿内にはノロがおり、村屋には間切役人である掟がいる。集落の外れに龕屋があり、田畑の外れは墓地地帯で、村墓、あるいは門中墓などがある。集落は、碁盤目状に整備されており、ほぼ同面積に区分された屋敷地は石垣や福木などで囲まれ、同規格の茅葺きの家屋、畜舎、あさぎ、裏に「アタイ」がある。

御嶽の祭祀は概ね年間20件を超える。ノロを中心に根神など女性の神人が大小様々な祭祀を執り行う。男も子どもも各々の役割を担い、祭祀に伴う奉納芸能などに奮闘する。人々の日常は御嶽の神とともにあるのである。

人々の暮らしは「村」という空間で、ほぼ完結する。間切番所への出張や時に首里や那覇への公務、公役があったであろうが、基本村内で事足りたはずである。

耕地も屋敷地もほぼ平等、なにかあれば公平に負担し、皆で共同作業し、協同する世界、役人とかでもなければ、貧富の差も概ね小さい。

しかし、沖縄の村は脆弱である。土地が狭く、瘦せていて生産性が低く、台風や日照り、長雨、自然災害も多い。ために人智の及ばない自然を前に神に祈るしか術が無い。必然的に御嶽や拝所が多く、祭祀も多くなる。

人々の多くは、閉鎖的な村の中で生涯を送るが、村を出て町に出る者もいる。17世紀半ば以降、しばしば田舎から町方（首里、那覇など）への移住を禁ずる法令が出されている。地割にしる何にしる人口の流失は残された村人に負担のしわ寄せとなるからである。1654年の『球陽』記事や1671年の『羽地仕置』他、1697年の『法式』等である^④。約半世紀にわたって禁止令が出されているのは、それだけ田舎から逃げ出す人がいたことを示している。この時期、町は成長、膨張を続けており、多くの働き手を必要としていた。人口の増加が止まらず、那覇では埋め立てで宅地を確保し、首里では域内から墓を近隣間切へ追いやっていた^⑤。瓦葺きが広がり、港には山原船が溢れ、山原から多くの木材や薪炭が運び込まれた。町の発展は、田舎にも影響を与えていた。那覇に住み着いていた北谷の百姓が摘発された事があったが、何十年もの歳月が流れており、今更故郷に戻しても、仕方が無いと、罰金で処理していた。

おわりに

「村」「シマ」は見る視点によって、多様な側面を見せる。時代により、地域による差異も当然多彩である。新たな史料の発掘や翻刻等々、研究は不断に続いており、「村」「シマ」ともにその姿は少しずつ明らかになっている。隣接分野との共同研究により、近世初期の「村」の姿を描いてみたいものである。

注① 東恩納寛惇『南島風土記』（『東恩納寛惇全集第2巻』琉球新報社 1990年 P 21）

② 田村浩『琉球共産村落の研究』に慶長検地帳として宮古松原村検地帳の一部が引用されている。

③ 東恩納が慶長検地の村数を700余りとする根拠は「琉球先竿」についての記録である。が数字のみで個々の村の情報は記されていない。東恩納も検地帳を実見しえてないのである。

④ 銘苧村は『琉球国由来記』の天女と銘苧子の話や『琉球神道記』（1605年）での「天久権現事」の項に、「目軽ノ村ニ、即チメカルノ翁子ト云アリ」などと登場しており、湧田村も日秀上人がらみの「湧田地蔵」の建立の地として記される。

遊郭の町である辻村は那覇西村の内であり、渡地村は東村、仲島は泉崎村の内とされていた。

- ⑤ 近世初期の人口は、宗門改による人口調査などで確認出来る。最も初期の崇禎5(1632)年には10万8千人余(京大琉球史料)、その後11万台が続いて、1690年には12万8千人余(京大及び琉球評定所文書)となっている。近世の人口については、田名「士族と町方問題と蔡温」(『沖縄近世史の諸相』1992年 ひるぎ社) P 262を参照されたい。
- ⑥ 他に村レベルの島として、渡名喜島、栗国島があった。
- ⑦ 辞令書や金石文に登場する。玉御殿の碑文(1501年)に記される「あじ」(王子)たちは、「〇〇あじ」として冠される〇〇はすべて「とよみくすく」や「みやきせん」「な中くすく」など間切名と一致している。当該間切を領すると解される。
- ⑧ 間切分割については『球陽』に当該年度の記事として収録されている他、関係人物の『家譜』にも記されている。たとえば新設の本部間切についてだと、向姓具志川御殿家家譜と毛氏伊野波親方家家譜の双方に記述がある。
- ⑨ 古琉球期の「よあすたべ」は近世の三司官に比定されるが、「かたのはなの碑文」(1543年)の「きすしの大やくもい」(きすすは真和志間切〈後に東風平間切〉の宜寿次村のこと)など間切名を冠してないケースが散見される。1554年建立の「やらさもりくすくの碑」での「よあすたべ」は「くすくま／うちま／こちひら」で間切名と一致するのは「こちひら」のみである。また島津侵入時の三司官は「名護良豊／浦添朝師／謝名鄭廻」で、浦添間切と関わる三司官が二人もいたことになる。さらには謝名の前任三司官は「城間盛久」で、これまた浦添内に領地をもつ人物であった。こう見てくると、三司官が間切を領して間切名を家名とする、との慣例は未だ成立していなかったのではないと思われる。浦添は間切名ではなく村名と解するのが妥当なのではないか。1640年代の士の領地の石高を記したと考えられる『琉球国高究帳』だと、浦添間切の「城間」「謝名」村はいずれも周辺のいくつかの村の石高を合わせたと考えられる石高が記されている。「くすくま」村が515石、「じゃな」村は1154石と中規模の間切の総石高に匹敵する石高を誇っていた。ただし、『琉球国高究帳』に「浦添」村は登場しない。浦添朝師は「浦添」間切を領したとなるのかどうか、この時期まで三司官やそれに準じる有力者は数か村分に相当する数百石の石高の領地が宛がわれたが、間切の賜給は王子、按司に限定されていた。と考えたいのだが、未だ検討すべき課題は多い。
- ⑩ 地頭代の性格は按司掟から名称が変わっただけと推測されるケースもあり、按司家の子飼いで間切に派遣されている場合などそのまま任地に留まり、地方役人になったケースもありうるが、首里に戻って中央士となったケースもある。ともあれ、按司掟から地頭代への変更は、間切を領するのは誰か、按司ではなく地頭に替わった、按司も地頭になった、親方地頭が登場したから等々、検討すべき課題である。
- ⑪ 18世紀初頭、玉城間切の総地頭の玉城朝薫は間切の下知が宜しいとして褒賞を受けていたが、逆の事例も存在しており、総地頭が間切行政に責任を負っていたこ

とが分かる。田名「近世地頭制に関する一考察」（山本弘文還暦記念論集『琉球の歴史と文化』1985年 本邦書籍）。

- ⑫ 1734年に農業指導書の「農務帳」の布達があり、翌1735年に各間切に検者を置き、同年間切番所の例規集である「久米具志川間切公義帳」、ついで「公事帳」の布達となっている。検者は、間切運営にあたる地頭代以下の役人の指導、助言にあたる職との位置づけとなろう。『球陽』では以下のように記す
- 「新設検官一員于各県 國中諸県只建設理役掌管県事 今王擢士臣新令検官一員 置于各県督理其県事 専整風俗勸農業以安其民人 至己未年始定期滿五年交代」
- ⑬ 近世から明治にかけての間切・村役人の人員数の変遷については、田名『南島地名考』（1988年 ひるぎ社）を参照されたい。
- ⑭ 『羽地仕置』では以下のようにある。寛文11（1671）年
- 諸間切百姓公役仕儀いやかり、首里・那覇・泊之衆并出家衆江内証を以、内之者札取候故、百姓少公役仕者疲ニ罷成由候間、地頭ニテ相改、右之者其所江渡付壺人完不紛様堅ク可被申付候 但地頭より耕作用召置候内之者制外之事
- （『沖縄県史料 首里王府仕置』1981年 P38）
- 『球陽』『法式』もほぼ同内容で、百姓の町方への移動を禁じている。
- ⑮ 田名前掲「士族と町方問題と蔡温」